

平成30年度決算における
和歌山県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

和歌山県監査委員

和監委 第 09020003 号

令和元年 9月 2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足
比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定に基づいて審査に付された県立こころの医療センター事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、県営港湾施設管理特別会計及び流域下水道事業特別会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第 2	健全化判断比率等の状況	2
1	健全化判断比率	2
2	資金不足比率	2
第 3	意見	3
付 表		
	実質赤字比率	4
	連結実質赤字比率	5
	実質公債費比率	6
	将来負担比率	7
	資金不足比率	8

平成30年度決算における和歌山県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 同法第22条第1項の規定に基づいて審査に付された県立こころの医療センター事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、県営港湾施設管理特別会計及び流域下水道事業特別会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月5日から令和元年8月19日まで

3 審査の方法

審査の対象とした健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし健全化判断比率等の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等の計算に用いられているか
- (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率等の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

に重点を置き、関係諸帳簿、証書類等の調査照合を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、併せて決算審査、定期監査、例月現金出納検査等の結果も考慮して審査を実施した。

第2 健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
平成30年度	—	—	7.8%	197.5%
平成29年度	—	—	8.7%	196.0%
平成28年度	—	—	9.5%	193.9%
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
財政再生基準	5.00%	15.00%	35.0%	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合「—」表示

2 資金不足比率

会 計 名	平成30年度	経営健全化基準
和歌山県立こころの医療センター事業会計	—	20%
工業用水道事業会計	—	20%
土地造成事業会計	—	20%
県営港湾施設管理特別会計	—	20%
流域下水道事業特別会計	—	20%

※ 資金不足額がない場合「—」表示

第3 意見

- 1 審査に付された上記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

- 2 審査に付された上記、健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準又は経営健全化基準に達していないものと認められた。

- 3 平成30年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、実質収支額は34億余円、連結実質収支額は88億余円の黒字となっている。
実質公債費比率は、借入金利の低下等に伴い、7.8%と前年度に比べ低下しているが、将来負担比率は、地方債に係る交付税措置率の低下傾向の影響等により197.5%と前年度に比べ上昇している。
今後も引き続き自主財源の確保に一層努力され、健全な財政運営に努められたい。

付 表

実質赤字比率

—

(早期健全化基準 3.75%、財政再生基準 5.00%)

(黒字のため「-」、参考:△1.16%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 3,450,510}{296,271,096}$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

一般会計等の実質赤字額 (A)

会計名	歳入額	歳出額	明許、事故 繰越財源	事業繰越額	実質収支額
一般会計	548,054,461	538,559,479	6,068,426	0	3,426,556
農林水産振興資金特別会計	907,387	119,304	0	788,083	0
中小企業振興資金特別会計	1,074,597	793,450	0	281,147	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	221,801	147,637	0	74,164	0
修学奨励金特別会計	308,580	221,394	0	87,186	0
職員住宅特別会計	209,210	185,256	0	0	23,954
市町村振興資金特別会計	2,930,293	798,822	0	2,131,471	0
自動車税等証紙特別会計	1,826,323	1,826,323	0	0	0
用地取得事業特別会計	5,305,256	5,305,256	0	0	0
公債管理特別会計	122,319,694	122,319,694	0	0	0
合計	683,157,602	670,276,615	6,068,426	3,362,051	3,450,510

標準財政規模 (B)

(分母)	金額
標準税収入額等	105,079,052
普通交付税額	169,551,012
臨時財政対策債発行可能額	21,641,032
合計	296,271,096

連結実質赤字比率 —

(早期健全化基準 8.75%、財政再生基準 15%)

(黒字のため「-」、参考:△2.98%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 8,836,647}{296,271,096}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模(E)}}$$

一般会計等の実質赤字額 (A)

会計名	歳入額	歳出額	明許、事故 繰越財源	事業繰越額	実質収支額
一般会計	548,054,461	538,559,479	6,068,426	0	3,426,556
農林水産振興資金特別会計	907,387	119,304	0	788,083	0
中小企業振興資金特別会計	1,074,597	793,450	0	281,147	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	221,801	147,637	0	74,164	0
修学奨励金特別会計	308,580	221,394	0	87,186	0
職員住宅特別会計	209,210	185,256	0	0	23,954
市町村振興資金特別会計	2,930,293	798,822	0	2,131,471	0
自動車税等証紙特別会計	1,826,323	1,826,323	0	0	0
用地取得事業特別会計	5,305,256	5,305,256	0	0	0
公債管理特別会計	122,319,694	122,319,694	0	0	0
合計	683,157,602	670,276,615	6,068,426	3,362,051	3,450,510

公営事業会計の実質赤字額 (B)

会計名	歳入額	歳出額	明許繰越財源	事業繰越額	実質収支額
県営競輪事業特別会計	11,555,298	10,961,630	0	0	593,668
国民健康保険特別会計	103,232,101	101,730,298	0	0	1,501,803
合計	114,787,399	112,691,928	0	0	2,095,471

公営企業会計 (法非適用企業) の実質赤字額 (C)

会計名	歳入額	歳出額	明許繰越財源	資金不足、剰余額
県営港湾施設管理特別会計	759,076	705,695	26	53,355
流域下水道事業特別会計	1,892,421	1,752,987	65,768	73,666
合計	2,651,497	2,458,682	65,794	127,021

公営企業会計 (法適用企業) の実質赤字額 (D)

会計名	流動資産	土地評価差額	流動負債	資金不足、剰余額
県立こころの医療センター事業会計	296,067	-	190,823	105,244
工業用水道事業会計	3,443,013	-	384,612	3,058,401
土地造成事業会計 (剰余の場合0)	3,513,195	31,967	13,296	0
合計	7,252,275	31,967	588,731	3,163,645

標準財政規模 (E)

(分母)	296,271,096	標準財政規模
------	-------------	--------

実質公債費比率	7.8%
----------------	-------------

(早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%)

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = (8.64843 + 7.67846 + 7.30377) \div 3$$

単年の実質公債費比率	平成28年度	平成29年度	平成30年度
単年の実質公債費比率	8.64843%	7.67846%	7.30377%

(単位:千円)

	[平成28年度]	[平成29年度]	[平成30年度]
	21,257,934	18,726,668	17,854,696
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	245,801,135	243,885,789	244,458,651

計算式

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{\text{地方債の元利償還金と準元利償還金(A)} - \text{特定財源の額(B)} - \text{算入公債費等の額(C)}}{\text{標準財政規模(D)} - \text{算入公債費等の額(C)}}$$

地方債の元利償還金と準元利償還金 (A)

(分子)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
元利償還金の額 (繰上償還額等を除く)	72,586,523	71,110,489	72,129,332
積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金等	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還財源の繰入金	776,383	781,056	906,187
公債費に準ずる債務負担行為	836,156	453,557	319,949
一時借入金の利子	6,359	2,136	1,166
合計	74,205,421	72,347,238	73,356,634

特定財源の額 (B)

(分子)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	1,081,411	1,045,642	2,098,261
公営住宅使用料	590,532	639,258	536,628
その他	58,535	190,068	1,054,604
合計	1,730,478	1,874,968	3,689,493

算入公債費等の額 (C)

(分子と分母)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	51,217,009	51,745,602	51,812,445

標準財政規模 (D)

(分母)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
標準税収入額等	103,291,954	102,284,795	105,079,052
普通交付税額	170,659,286	170,175,819	169,551,012
臨時財政対策債発行可能額	23,066,904	23,170,777	21,641,032
合計	297,018,144	295,631,391	296,271,096

将来負担比率 **197.5%**

(早期健全化基準 400%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{482,848,142}{244,458,651} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}}$$

将来負担額 (A)

会計、法人名等	金額	項目
一般会計	1,018,260,664	イ 一般会計等の地方債現在高
農林水産振興資金特別会計	82,253	
中小企業振興資金特別会計	5,132,066	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	508,415	
用地取得事業特別会計	5,213,140	
一般会計	3,154,034	ロ 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
県営競輪事業特別会計	0	ハ 一般会計等以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
国民健康保険特別会計	0	
県営港湾施設管理特別会計	52,850	
流域下水道事業特別会計	10,008,789	
県立こころの医療センター事業会計	4,136,743	
工業用水道事業会計	0	
土地造成事業会計	1,021,690	
(該当なし)		ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の償還に充てる当該団体からの負担等見込額
一般会計	105,664,583	ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
一般会計	701,713	ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
県土地開発公社	21,592,975	
(公財) 県農業公社	11,970	
(一社) わかやま森林と緑の公社	2,911,318	
公立大学法人 県立医科大学	0	ト 連結実質赤字額
一般会計、特別会計	0	
関西広域連合	0	チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
合計	1,178,453,203	

充当可能財源等 (B)

会計名	金額	項目
一般会計	65,071,949	リ 地方債の償還額等に充当可能な基金
一般会計	13,087,716	ヌ 地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額
農林水産振興資金特別会計	82,253	
中小企業振興資金特別会計	73,169	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	508,415	
用地取得事業特別会計	5,213,140	
一般会計	611,568,419	ル 地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額
合計	695,605,061	

標準財政規模 (C)

一般会計等	296,271,096	標準財政規模
-------	-------------	--------

算入公債費等の額 (D)

一般会計等	51,812,445	元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
-------	------------	---------------------------

	比 率	会 計 名	参 考 (%)
資金不足比率	—	県営港湾施設管理特別会計	△ 10.0
	—	流域下水道事業特別会計	△ 10.0
	—	県立こころの医療センター事業会計	△ 7.6
	—	工業用水道事業会計	△ 464.3
	—	土地造成事業会計	0.0

(資金剰余のため「-」) (経営健全化基準 20%)

計算式

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B) 又は (C)}}$$

<法非適用企業 → 港湾施設管理及び流域下水道事業>

資金不足額 (A) = (歳出額+建設改良費等以外の地方債現在高) - 歳入額

事業の規模 (B) = 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額

<法適用企業 → 県立こころの医療センター事業、工業用水道事業及び土地造成事業>

資金不足額 (A) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の地方債現在高) - 流動資産等

事業の規模 (B) = 営業収益額 - 受託工事収益相当額

事業の規模 (C) = 資本及び負債の合計額 <土地造成事業>

(単位:千円)

資金不足額 (△資金剰余額) (A)

会 計 名	資金不足額 (△資金剰余額) (D) - (E)	流動負債等 (D)	流動資産等 (E)
県営港湾施設管理特別会計	△ 53,355	705,695	759,050
流域下水道事業特別会計	△ 73,666	1,752,987	1,826,653
県立こころの医療センター事業会計	△ 105,244	190,823	296,067
工業用水道事業会計	△ 3,058,401	384,612	3,443,013
土地造成事業会計 (資金剰余の場合は0円)	0	13,296	3,481,228
合 計	△ 3,290,666		

事業の規模 (B)

会 計 名	事業の規模 (F) - (G)	営業収益等 (F)	受託工事収益等 (G)
県営港湾施設管理特別会計	530,687	530,687	0
流域下水道事業特別会計	736,491	736,491	0
県立こころの医療センター事業会計	1,375,894	1,375,894	0
工業用水道事業会計	658,585	658,585	0
合 計	3,301,657		

事業の規模 (C)

会 計 名	事業の規模 (H) + (I)	資 本 (H)	負 債 (I)
土地造成事業会計	3,659,797	△ 2,668,217	6,328,014